

2026年5月28日

各位

会社名 株式会社ニューロマジック
 コード番号 251A
 上場取引所 東証 TOKYO PRO Market
 福証 Fukuoka PRO Market
 代表者名 代表取締役社長 CEO 黒井 基晴
 問合せ先 取締役 CIO 石川 修一
 T E L 03-3248-1424
 U R L <https://www.neuromagic.com/>

業績連動型報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役。ただし、社外取締役である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の業績連動型報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の目的

当社はこれまで、対象取締役に対し、連結営業利益を指標とした業績連動型報酬制度を運用してまいりました。今般、当社の事業環境における業績変動リスクに対応し、財務基盤の健全性をより強固なものとしつつ、中長期的な企業価値向上に対する対象取締役の意欲を一層高めることを目的として、本制度における利益指標および算定方法を改定することといたしました。

2. 本制度の主な改定内容

本制度の主な改定点は以下のとおりです。以下に記載する内容を除いて、これまでの本制度の基本的な内容は維持するものといたします。

項目	改定前	改定後
利益に関する指標	連結営業利益	賞与計上前の単体税引前当期純利益
業績基準金額	3,000万円	4,500万円
対象取締役への総支給額の算定式	$(\text{連結営業利益実績金額} - 3,000 \text{万円}) \times 20\%$	$(\text{賞与計上前の単体税引前当期純利益} - 4,500 \text{万円}) \times 30\%$
1事業年度の総支給額の限度額(上限額)	2,000万円	1,090万円
支給の前提条件	(特になし)	① 賞与計上前の連結営業利益が正（プラス）であること

項目	改定前	改定後
		② 賞与計上前の単体（当社）の税引前当期純利益が、4,500 万円を上回ること ③ 当該事業年度の期末日（2 月末日）時点における現金及び預金残高が、2 億円以上であること
役位による係数および対象となる役員の員数	代表取締役社長 CEO：0.46（1 名） 取締役 COO：0.30（1 名） 取締役 CIO：0.20（1 名） 取締役：0.02（2 名）	代表取締役社長 CEO：0.29（1 名） 取締役 COO：0.40（1 名） 取締役 CIO：0.29（1 名） 取締役：0.02（1 名）

3. 本制度における報酬の支給要件

改定後の本制度においては、対象事業年度において以下の(1)から(3)の条件をすべて満たした場合に限り、対象取締役に対する業績連動型報酬（および従業員に対する決算賞与）の原資を創出・支給いたします。

- (1) 賞与計上前の連結営業利益が正（プラス）であること
- (2) 賞与計上前の単体（当社）の税引前当期純利益が、4,500 万円を上回ること
- (3) 当該事業年度の期末日（2 月末日）時点における現金及び預金残高が、2 億円以上であること

※「賞与計上前の利益」とは、当事業年度の発行者情報等に記載される各利益指標に、同計算書内で売上原価および販売費及び一般管理費として計上された「対象取締役および従業員に対する賞与の合計額」を足し戻した実質的な金額を指します。

4. 本制度における報酬の算定方法および上限

上記「3. 本制度における報酬の支給要件」の条件を満たした場合、賞与計上前の単体の税引前当期純利益から基準額である 4,500 万円を控除した超過額を、全社的な利益配分原資とします。対象取締役への業績連動型報酬の総支給額は、以下の算定方法により決定します。

$$\text{対象取締役への総支給額} = (\text{賞与計上前の単体税引前当期純利益} - 4,500 \text{ 万円}) \times 30\%$$

$$\text{対象取締役への 1 事業年度の総支給額の限度額 (上限)} : 1,090 \text{ 万円}$$

各対象取締役への個別支給額は、上記により算出された対象取締役への総支給額に基づき、以下の算定方法により算出します。

個別支給額 = 対象取締役への総支給額 × 役位による係数

(役位による係数)

役位	係数	対象となる役員の員数
代表取締役社長 CEO	0.29	1
取締役 COO	0.40	1
取締役 CIO	0.29	1
取締役	0.02	1

5. 支給金額の上限

1 事業年度における対象取締役への総支給額の上限は、1,090 万円とします。

(各取締役への個別支給額の限度額)

役位	限度額	対象となる役員の員数
代表取締役社長 CEO	3,161,000 円	1
取締役 COO	4,360,000 円	1
取締役 CIO	3,161,000 円	1
取締役	218,000 円	1

6. 支給の時期

支給金額は「4. 本制度における報酬の算定方法および上限」に基づいて算出・確定し、代表取締役社長 CEO が執行し、定時株主総会後に開催する臨時取締役会に報告します。この臨時取締役会の翌日から 1 ヶ月以内に各取締役に支給します。

7. 対象期間中に取締役が新たに就任した場合の取扱い

対象期間中に新たに就任した取締役については、取締役への個別支給額を在任月数で按分して支給するものとします。月の途中で新たに就任した場合には、1 ヶ月在任したものとみなして計算します。

8. 対象期間中に取締役が退任（死亡を含む）した場合の取扱い

対象期間中に退任（死亡を含む）した取締役については、在任月数で按分して支給するものとします。月の途中で退任した場合には、1 ヶ月在任したものとみなして計算します。なお、不正行為その他の重大な事由により株主総会で解任された場合には、本制度における報酬は支給しません。

9. 対象期間中に役位の変更があった場合の取扱い

対象期間中において役員の役位の変更があった場合は、事業年度末（2月末）の役位に応じた個別支給額を支給します。

注記

1. 支給対象となる取締役は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業務執行役員です。
2. 法人税法第34条第1項第3号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」は、本開示に定める「賞与計上前の連結営業利益」および「賞与計上前の単体税引前当期純利益」とします。
3. 法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定額」は、1事業年度の総支給額の上限である1,090万円、および各取締役への個別支給額の限度額を限度とします。

以上